

国立大学法人京都大学契約事務取扱規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(検収センター)</p> <p>第49条の2 京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第33条に定める検収センターにセンター長及び検収担当者を置き、会計規程第45条第2項に定める検査の一部として、物品購入における納品事実の確認、請負における請負完了事実の確認及び賃貸借における賃貸借完了事実の確認(以下「検収」という。)を行うものとする。</p> <p>2 検収センターにおいて取扱う範囲は、全ての物品購入契約、請負契約(工事を除く。)及び賃貸借契約とする。</p> <p>3 検収センター長は、当該予算部局の経理責任者をもって充てる。</p> <p>4 本部の検収センターに全ての部局の検収を行うことができる検収担当者を置く。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(検収センター)</p> <p>第49条の2 京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第30条に定める検収センターにセンター長及び検収担当者を置き、会計規程第45条第2項に定める検査の一部として、物品購入における納品事実の確認、請負における請負完了事実の確認及び賃貸借における賃貸借完了事実の確認(以下「検収」という。)を行うものとする。</p> <p>2 検収センターにおいて取扱う範囲は、全ての物品購入契約、請負契約(工事を除く。)及び賃貸借契約とする。</p> <p>3 検収センター長は、当該予算部局の経理責任者をもって充てる。</p> <p>4 事務本部の検収センターに全ての部局の検収を行うことができる検収担当者を置く。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p>